

来年から順次施行

年金制度の機能強化のための法律改正が行われました

社会経済構造の変化に対応するため、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が、令和2年6月5日に公布されました。今号では、年金給付と厚生年金保険に関する主な改正事項についてまとめました。

	改正事項	概要	施行日
年金給付	脱退一時金の見直し	短期滞在の外国人への支給上限を在留期間3年→5年に引き上げ ※年数は政令で制定	令和3年4月1日
	繰下げ支給の 上限年齢引き上げ等	受給年齢の上限を70歳→75歳に引き上げ(待期間上限を60月→120月に延長) 繰下げ支給の年金額の増額率を最大42%→84%に引き上げ	令和4年4月1日
	在職時定時改定の導入	65歳以上に限り、在職中であっても、受給権発生以降の厚生年金被保険者期間に基づく年金額の改定を毎年定時(年1回・10月改定)に実施	
	在職老齢年金の見直し (60歳～64歳)	支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円→47万円に引き上げ	
	本来受給選択時の特例的な みなし増額の導入	70歳超で遡及して65歳から受給(本来受給)を選択した場合、請求の5年前に繰下げを申し出たとして支給	令和5年4月1日
厚生年金保険	適用事業所の範囲の見直し	個人事業所(5人以上)にかかる適用業種に弁護士・税理士等の資格者が行う法律または会計業務を追加	令和4年10月1日
	短時間労働者への 適用拡大	企業規模要件を現行の従業員500人超から段階的に適用範囲を拡大 ・令和4年10月からは100人超 ・令和6年10月からは50人超 勤務期間1年を撤廃	



その他の改正や詳細は、2ページ下部の日本年金機構のホームページでご確認ください。

標準報酬月額を被保険者にお知らせください

日本年金機構では、各事業所から提出された算定基礎届により、被保険者(従業員)の本年9月から翌年8月までの標準報酬月額を決定しています。決定した標準報酬月額については、被保険者標準報酬決定通知書により、各事業所に通知します。標準報酬月額は、被保険者の毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、各事業所から被保険者へ必ずお知らせください。

事業主から被保険者への標準報酬月額および標準賞与額の通知は、【厚生年金保険法第29条第2項、健康保険法第49条第2項】に定められています。すみやかに通知をお願いします。

「ねんきんネット」をご利用ください

ねんきんネットは、ご自身の年金に関する情報を手軽に確認できるインターネットサービスです。パソコンやスマートフォンから、24時間いつでもどこでもご利用いただけます！

Point アクセスキーでかんたん登録！

アクセスキーとは、自身の記録を確認するためのユーザーIDの取得を簡単にする17桁の番号です。「ねんきん定期便」に記載されています(有効期限3カ月)。「ねんきん定期便」を紛失した場合や、有効期限を過ぎた場合は、年金事務所に申し込むことにより、アクセスキーを発行することができます。

事業所単位でのアクセスキーを発行申込みの際は、お手数ですが管轄の年金事務所にお問い合わせください。

ねんきんネット
できること

- ご自身の記録の確認
- 将来の年金見込額の確認
- 日本年金機構から郵送された各種通知書の確認 など

自分で確認！
ねんきんネット



照会先 事業所の管轄の年金事務所まで ©日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>

日本年金機構 検索

協会けんぽに加入されている事業所様へのご案内です



皆さまの取組で保険料率が変わる!! インセンティブ(報奨金)制度

皆さまの取組を5つの評価指標で都道府県支部ごとに順位づけし、上位23支部にインセンティブ(報奨金)を付与することで、「健康保険料率」に反映させるものです。
※令和2年度の取組結果は、令和4年度の保険料率に反映されます。

5つの評価指標

皆さまにお願いしたいこと

1 ジェネリック医薬品の
使用割合

医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的に使用してください。



2 特定健診等の
受診率

- 協会けんぽの健診を毎年必ず受診してください。
- 協会けんぽの健診以外(事業者健診)を実施の事業所様は、健診結果を協会けんぽへ提供してください。



3 特定保健指導の
実施率

健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合には、特定保健指導を受けてください。

4 特定保健指導対象者の
減少率

- 特定保健指導の対象にならないよう、日ごろからの健康づくりを心がけましょう。
- 特定保健指導は保健師等の指示に従い、最後まで継続してください。

5 要治療者の
医療機関受診率

- 健診の結果、「血圧、血糖値が要治療(再検査含む)」の場合は、必ず病院を受診してください。
- 従業員の健診結果を把握し、「要治療者」に受診を促してください。

インセンティブ制度の評価方法・イメージ

- ① 制度の財源として、新たに全支部の保険料率の中に0.01%*を加算します。
- ② 各支部の5つの評価指標の実績に応じて得点をつけます。その得点を順位づけし、47支部中上位23支部に①を財源とした報奨金を充てることによって保険料率を引き下げます。
※この0.01%は段階的に導入されます。

Point 平成30年度の実績では、神奈川支部は47支部のうち46位であり、まだまだ上位23支部に及びません。ですが、**評価指標の順位は毎年度の取組結果により変わります!**
当年度の受診率・実施率のほか、前年度からの伸び率などが加味される指標もあるので、皆さまの取組次第で神奈川支部もインセンティブが付与される上位23支部に入ることが可能です!

協会けんぽ神奈川支部も皆さまの取組を全力でサポートいたしますので、
ともに取り組んでいきましょう!!

照会先 協会けんぽ神奈川支部まで 〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー 9階
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp> 協会けんぽ 検索
☎045-270-8431(代表) 電話のお掛け間違いにご注意ください。前後の番号は協会けんぽの番号ではありませんので、お掛けにならないようお願いいたします。